

純

私は、今回試行事業として行われた「明日の税理士会を担う人材の育成制度」（以下「育成制度」）の育成プログラム10回のすべてを傍聴した。研修は楽しく充実しており、このような贅沢をされていていいのかとさえ思えた。多分、研修を受けた人は同じような気持ちでいると思う。実際、受講してよかったと言う声も多数聞かれた。

しかし、私がこの制度に反対していた問題点は、研修を傍聴し終わった今でも解決したとはいえない。

私は、「育成制度」の本格的事業始動前に、傍聴を通して感じたこと、問題点を検討したい。加えて、理事としてみたこの一年の神津執行部の検討を行い、よりよい東京会になるよう提言したい。

1. 「育成制度」の問題点

① 目的の問題点

「育成制度」の創設の趣旨として骨子に記載されているのは「支部及び本会のこれからの会務活動を担う人材の育成」であるが、それに留まらず、公職へ登用や国税審判官の候補者を育てることも念頭にあるとのこと、と2012年1月1日の東京会会報（以下「1月1日会報」）で述べられている。

実際に育成プログラムを傍聴して、講師の選び方、講義内容において、公職への登用をかなり意識したものになっていたと感じた。

また、「育成制度」を始めたきっかけ、真意は、「政府の要請があった時に派遣する若手税理士の名簿作り」との話も聞いた。

さらに、「優れた人材で構成されている税理士会の役割としては、先ずその構成員たる会員の能力をさらに高め、適材適所に活躍の場を提供していくことである。」と2012年4月1日東京会会報で述べられている。

すると、東京会の目的、「育成制度」の目的は、政府とパイプを作り、政府に登用される人材を育成する側面を有することになる。

このような目的を内包する制度は多くの問題点を含んでいると思われる（後述する）、強制入会の会の制度としては問題がある。

② 講師、講義の内容の問題点

どの講師の方も分かりやすい講義であり、担当の執行部の方も万全の準備をしていた。内容も、前半2時間が講義、後半2時間がグループワークとなっており、少人数の意義、新しい試みに挑戦する、という点で評価できる。

しかし、行政に関係する講師の人が多く、また、設問等においても、知らないうちに行政の意見が会員の意見になってしまう部分があったのではと思う。

例えば、討論テーマで、「一体改革における消費税 :なぜ消費税なのか」の時には、ほとんどのグループが消費税増税を是として理論構成をしていた。中には、「赤字企業からも徴税できるから」のような意見も出ており、取られる側の理論、どのような税体系が日本にとっていいか、のような議論ができなかった。

今後は、考え方が多様なテーマについては、意見の異なる講師を呼んでお互いの意見を主張してもらい、その中で会員が自分の意見を構築するような研修も検討する必要があるのではと考える。

③機会の平等が保たれるかの問題点

今回の試行的研修は、時間がないという理由で、支部長、理事の推薦によるメンバーで行われた。今後は、公募によりメンバーを選ぶと言う。

今回出席したメンバーに話を伺ったところ、声をかけられるまでこのような制度ができたことすら知らない人がたくさんいた。つまり、ほとんどの会員が知らないと思われる時期、周知されていない時期に研修を開始した事になる。これは、機会の平等が保たれているとはいえず、試行的事業と言えども急ぐべきではなかったと思われる。

このことはこれからのほうが大切で、公募することで機会の平等を保とうとするなら、広報は欠かせない。折りあるごとに広報を行うべきである。

育成制度の研修の特徴として、50人ほどの少人数で行われることが挙げられる。それゆえ制度提案の初期の段階では、支部長が一人推薦して48人により行う仕組みになっていた。さすがに、支部長推薦ではということで公募になったが、応募者多数の場合の選び方の問題、支部一人のような基準を設けた場合の支部人数格差の問題等があり、不公平、不平等が生じる可能性が高く、強制入会の組織にはなじまないのではと考える。

④研修として経費が係りすぎる問題

50人ほどの10回の研修に600万円程の予算がついており、一人頭10万円強となる。これは、一般の研修と差がありすぎはしないか。

会長は、30年続けたいと言うが、30年続けたとしても2万人のうち受講できる会員は1,500人ほどしかいない。そのために1億8千万円の会費を使う意義は何だろう。

税理士試験ももちろん自腹で受けてきた。そのとき、勉強は自腹でしか身につかないと感じた。「育成制度」はよく「松下政経塾」にたとえられるが、「松下政経塾」の失敗は、援助を受けながら勉強するシステムにあったと聞いている。

大学院による「補佐人講座」、「会計参与講座」のように、自信をもって行う研修を受講する為に、本人から研修費を受け取るシステムも構築する必要があるのではと考える。

2. 政府に税理士を派遣することの問題点

民主党政権が誕生後、仙石議員より、若手の税理士を政府に派遣して欲しい旨の連絡があり、日税連から派遣した形をとった。最初は臨時雇用職員として税理士の立場で参加し、給料が少ないのに時間を取られるということで日税連から給料援助をする形をとっていた。

2011年10月から税理士業務を停止して正規公務員と言う立場で現在に至っている。

私は、政府に税理士を派遣する話を聞いた時、税理士の地位が向上したように思え、異議を唱える気持ちはなかった。しかしその役割を考え、その後の行動を考察すると、税理士の地位向上どころか税理士の使命をも脅かす行為として看過できないと思料するに至った。

まず、政府の仕事をするのに税理士会の会費で援助することはおかしくないのか。税理士が政府に入って、政府の仕事をするにどのような意義があるのか。それを、税理士に対する社会的な要請として、安易に受け入れていいのか。まさに税理士制度の根幹に関わることだと考える。

①課税庁と税理士会のパイプ役の問題点

「1月1日会報」で、神津会長は「最近政府から税理士会への協力要請なども届いており、政治のかじ取りへのアドバイスを求められています。」「政府から、行政職員として出向してほしいという要請も来ています。」と述べている。さらに、山本守之日本税務会計学会顧問が、「政府が育てるより、社会を知っていて能力のある若い税理士を活用した方が効率がいいでしょう。」と述べ、神津会長が「そうです。こういった社会的要望に応えられる優秀な人材は、今はまだ限られていますが、今後きちんと育てるシステムを構築できればと期待しています。」と応えている。

税理士会に対する社会の要請とはなんだろう。税理士の使命は納税者の権利擁護であるが、政府の一員として税理士が入りパイプ役をすることは、課税庁の下請けの立場となるのではないか。

その例として、国税通則法の改悪、番号制導入、消費税増税と、政府の方針に沿った意見が東京会の意見になっているのではないか。

今まで納税者の権利擁護のために反対していた「天下り」の逆を行く「天入り」を税理士会が推し進めていいはずがないのでは。

②政府と東京会役員が個別に意見交換することの問題点

政府の案に税の専門家としての意見を言うことは大切だが、それはあくまで建議という形で行うべきである。

個別に意見交換をすることによって、政府の案に税理士会が取り込まれてしまう可能性が高い。すると、東京会執行部は政府の提案の代弁者にならざるを得ない。

③東京会執行部がこれからも税理士を政府に送り込もおと考えている問題点

政府に派遣する時に検討すべき税理士制度への影響等の問題が何も議論されないまま、多くの若手税理士を政府に派遣することが東京会執行部の方針となってしまっている。

東京会は、明日の税理士を育成するとのことで、50人ほどの小規模で研修を行う「育成制度」を始めた。この制度はまさに、税理士会会員の会費で、政府に派遣する人を育成することにつながる。大変な問題が秘められているのに、安易に政府からの要請に応えるべきではない。

3. 常務理事会において議事が決定し、理事会が形骸化してしまう問題点

理事をしていて感じるのは、常務理事会の不透明な運営で、情報を理事にきちっと伝えられているのか等の疑問が残ることである。

東京会が会員と争い敗訴し、大きな汚点を残した杉山事件は、常務理事会で話し合われた内容が理事に伝わっていなかった点が、東京会が暴走した理由となっている。

その教訓が生かされないまま常務理事会の不透明な運営、情報開示がなければ、再び東京会会員に莫大な被害をもたらす可能性がある。